

地籍調査薬師寺Ⅱ地区の 法務局登記が完了しました

地籍調査事業において、かねてから実施してまいりました次の調査区域について、法務局登記が完了しました。

また、当該土地所有者の皆様には、その旨通知しました。

なお、登記簿や公図は、宇都宮地方法務局小山出張所です。

■登記完了区域

薬師寺Ⅱ地区
(下野市薬師寺の一部)

■登記完了月日

10月20日

■総筆数

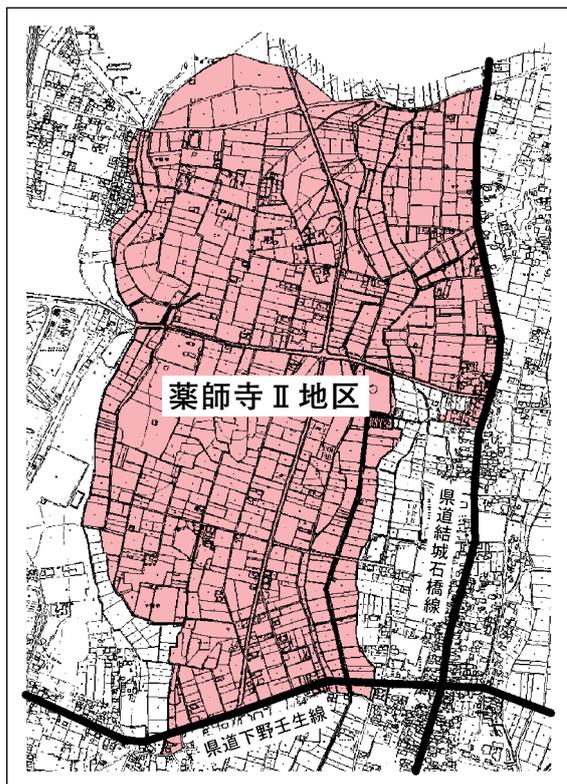
1, 418筆

■総面積

1. 63^{km}

■問い合わせ先

建設課 ☎(32)8908



農業委員・農地利用最適化 推進委員 募集についての 説明会開催のお知らせ

農業委員会は平成30年9月4日から新体制に移行します。新体制移行に伴い、農業委員と農地利用最適化推進委員を募集します。

農業委員会が新体制に移行するため、変更点や選任方法について説明会を開催します。

■開催日・場所

12月15日(金)

きらら館

12月16日(土)

南河内公民館

12月19日(火)

国分寺公民館

※いずれの日も

午後6時～

■問い合わせ先

農業委員会事務局

☎(32)8915

柔道整復師の施術を 受けられる方へ

整骨院や接骨院で柔道整復師が行う施術については、日常生活やスポーツ中での打撲、ねんざ、挫傷(肉ばなれ等)、骨折・脱臼の応急手当(応急手当後の施術は医師の同意が必要)など、骨・筋肉・関節のケガや痛みで、その負傷原因がはっきりとしているときに対象となります。

次のような場合は、国民健康保険の対象とならない場合もありますのでご注意ください。

・単なる肩こりや肉体疲労の回復

・脳疾患後遺症等の慢性病

・保険医療機関(病院・診療所など)で同じ負傷等の治療中のもの

・交通事故が原因の場合

・業務上の負傷(労災に該当する場合)

■柔道整復師の施術を受ける ときの注意点

・負傷原因を正しく伝えましょう。

・「療養費支給申請書」には原則患者の自筆による署名が必要となります。

・病院との重複受診をしないようにしましょう。(定期的な医師の検査や継続して施術が必要かどうかの確認のための受診を除く。)

・領収書を受け取り、大切に保管しましょう。

■医療費の適正化にご協力ください

医療費はみなさまの保険税や自己負担でまかなわれています。

一人ひとりが国民健康保険の使える範囲を理解し、適切に受診することが、医療費の適正化につながります。

納めていただいた保険税を適正に使用するために、施術内容等を確認させていただく場合がありますので、ご協力ください。

■問い合わせ先

市民課

☎(32)8895

